

第10回池田市行財政改革推進委員会 議事要旨

【と き】 平成26年12月8日（月） 午前10時～11時30分

【ところ】 池田市役所 6階 第3会議室

【出席者】

■委員：佐々木会長（神戸大学名誉教授）、村瀬副会長（弁護士）、
蒲生委員（公認会計士・税理士）、牛嶋委員（公募委員）、
榎本委員（公募委員）、能島委員（公募委員）

■事務局：増田市長公室長、三好総合政策部長、木田総務部長、
藤井人事課長、森本財政課長、塩川行政経営課長、
井上行政経営課主任主事、西山行政経営課主事

【傍聴者】 なし

【内 容】

1) 開会

2) 議事

1. 新たな行財政改革推進プラン（案）の変更点等について

＝事務局説明＝

事務局から新たな行財政改革推進プラン（案）の変更点等について説明

＝質疑応答（抄録）＝

委 員：財政推計について、平成27年度から歳入が落ち込み、その後平成31年度から再び落ち込むのは何か理由があるのか。

委 員：財政推計について、歳入及び歳出はどのように算定しているのか。

事 務 局：実施計画の策定に当たって担当部局が総合計画に沿った計画事業を提出する際に、計画事業の実施費用と補助金、地方債等の財源内訳を積算する。それらの積み上げのほか税収の見込額等も考慮して、財政推計を作成している。平成27年度からの歳入の落ち込みは、法人税の減税に伴う税収の悪化である。平成31年度以降は、大規模な投資的事業が終わり、起債が減少することに伴い歳入が落ち込むと想定している。

委 員：投資的経費と経常的経費とを分けて歳入及び歳出を考えた方がわかりやすい。平成31年度以降は、投資的経費が抑えられ、歳入が減少したように見えるが、経常的歳入はほとんど差がないと考えられる。財政推計のとおりに進むと財政調整基金残高の目標額である10億円とは乖離するが、その差をどのように埋めていくのか。

事 務 局：財政推計はあくまで計画事業を積み上げた金額であり、行財政改革等は考慮していない。通常であれば、行政の運営に支障をきたす金額であり、スクラップアンドビルド等の取組を実施することで、事業費の捻出及び財政調整基金への積立を行い、後の世代の財産として目標の10億円を確保していく予定である。

委 員：今後も市債発行額が増加していけば、後の世代に負担がかかるのではないか。

- 事務局：市債発行額の全てが市の負担ではない。また、建設事業債の場合は将来における施設利用者との負担の平準化を図る目的もある。新プランの期間では、大規模改修等の投資的事業により市債発行額は増加するが、平成31年度以降の4年間では、経費削減に努めると同時に市債発行額を抑制していく予定である。
- 委員：新プラン（案）7頁には給食センターについて書かれているが、実施プログラムには具体的な取組として記載されていないのはなぜか。また、給食センターの改修により財政収支見通しの悪化も懸念される。
- 事務局：新プラン（案）7頁の記載は、今後の財政収支見通しの前提条件であり、改修工事自体が行財政改革の取組ではないので記載していない。時期については、新プラン期間内にわかると考えているが、詳細な実施時期や内容については担当部局において慎重に検討している段階である。内容の如何により財政推計にも大きな影響を与えることになるため、本委員会に対し、金額やスケジュール等の詳細について報告することも考えていく。
- 委員：財政調整基金残高の目標である10億円の算定の基になっている「標準財政規模の5%」について、国の指針等の根拠は記載しないのか。
- 事務局：標準財政規模の5%という数字は国等で示されているものではない。他の自治体では有事の際の備えなどのために標準財政規模の5%から10%程度の財政調整基金を目安にしており、これを参考に本市では見通しの厳しさから標準財政規模の5%に目標を設定した。
- 委員：「安定的な財政構造の確立」という目標はいつごろ達成されるのか。また、市民への負担が大きくなる懸念はないのか。
- 事務局：将来の見通しを立てるのは非常に難しいものの、現時点で既に財政的に厳しいことは想定されるため、中期目標に掲げ、平成34年度までにスクラップアンドビルド等を実施し、財政基盤を整えていく考えである。また、将来負担比率は、全国平均程度に位置しており、行政サービスの質を落とすことなく行財政改革を実施していくことを新プラン（案）に記載している。
- 委員：クリーンセンターの改修に当たって施設規模の縮小は検討しているのか。また、縮小する場合にはランニングコストの削減が見込まれるが、その点は財政推計に織り込まれているのか。
- 事務局：改修により、焼却炉を3炉から2炉にすることを検討しているが、国の補助金を受けるには、「二酸化炭素排出量の削減」が条件であり、そのための設備が追加で必要になるため、具体的な改修計画を来年度に策定する予定である。

2. 新たな行財政改革推進プランについて（答申）（案）について

＝事務局説明＝

事務局から新たな行財政改革推進プランについて（答申）（案）について説明

＝質疑応答（抄録）＝

- 委員：答申書の構成について、答申書に加えて委員会の意見をまとめた要望書を添付して提出している自治体もあり、本委員会の答申書についても必ずしも用紙一枚に

まとめる必要はなく、複数枚になってもよいと考える。また、答申書（案）の2（1）①の後段の「当該事業の繰延べによる歳出抑制に依拠することは必ずしも適当ではないと考えられるところ」という表現は断定的であるため、「当該事業を財政的なバランスを考慮して実施するために」に改めるのはどうか。

委員：委員各々の意見があり、それを委員会の意見としてまとめるのは困難ではないか。「個別具体的な意見は議事要旨を参照」と記載すれば足りると考える。

委員：答申書（案）では投資的的事业に対して積極的な姿勢があると読み取れるため、表現の修正については、委員の意見に賛成である。

委員：委員会で議論した内容は網羅されており、別紙として要望書を添付するほどのことではないと考える。また、改修工事の実施を各年度ごとに見直し、財政バランスを考慮して、実施を判断する必要があるため、表現の修正については、委員の意見に賛成である。

委員：表現の修正については、他の委員同様に賛成である。しかし、「答申」のあとに別に「要望書」を添付するという意見に対しては反対であり、要望は私からの市長宛「答申」を事務局が市長に報告する際に、あわせて口頭で伝えるという方法とする。

委員：それでは、市長へ答申書の内容を報告する際に口頭で伝えていただきたい。また、次回委員会で人材育成指針の資料を提出いただきたい。

事務局：現在、人事育成基本方針の改訂作業を進めており、経過報告資料を提出することは可能である。

委員：パブリックコメントを実施する予定であると聞いているが、提出された意見は本委員会に出されて、ここで検討されるのか。

事務局：パブリックコメントで提出された意見を審議するための委員会は開催しないが、提出意見とそれに対する回答とそれを踏まえて策定した新プランを各委員に、お送りする予定である。

3. 新たな行財政改革推進プランについて（答申）の手交について

＝答申書（案）修正＝

事務局から答申書（案）の修正箇所を説明し、各委員の了承を経て決定

＝答申書手交＝

佐々木会長から三好総合政策部長に「新たな行財政改革推進プランについて（答申）」を手交

3) 事務連絡

事務局から次回委員会の予定について説明

4) 閉会